

記入例

育児休業手当金延長(変更)請求書 (1歳超)

※子が1歳(1歳6か月)に達する日後に限る。

組合員証	記号	9098	組合員氏名	フリガナ	キョウサイ ハナコ	所属機関	名称	〇〇市役所
	番号	90999		氏名	共済 花子		所在地	〇〇市〇〇12-3
個人番号※			※ 組合員証記号・番号を記入の場合は不要です。					
育児休業に係る子の生年月日			令和6年10月5日			標準報酬等級・月額	第 21 等級	
請求期間の給与報酬等の有無			<input type="checkbox"/> 有 (*) <input checked="" type="checkbox"/> 無			280,000 円		

(*) 育児休業期間に給与報酬等が支払われた場合、報酬支給証明書を別途添付してください。

育児休業期間	令和6年12月1日	～	令和8年3月31日
育児休業手当金請求期間	令和6年12月1日	～	令和7年10月4日
育児休業期間(変更後/2回目)	令和6年12月1日	～	令和8年4月30日
育児休業手当金請求期間(変更後/2回目)	令和6年12月1日	～	令和8年4月4日

延長(変更)前の期間

延長(変更)後の期間

【延長請求の理由(該当する項目 にを付けてください)】

- 保育所における保育が実施されないこと。
- 養育を予定していた配偶者の死亡。
- 養育を予定していた配偶者の負傷・疾病等。
- 養育を予定していた配偶者との婚姻の解消等。
- 養育を予定していた配偶者が産前産後休業期間
- 本請求とは別の子に係る産前産後休業を開始し、休業を終了した場合で、当該産前産後休業に係るようになったこと。
- 介護休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該介護休業に係る対象家族が死亡もしくは離婚等により組合員との親族関係が消滅したこと。
- 本請求とは別の子に係る新たな育児休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該新たな育児休業に係る子の全てが死亡又は組合員と同居しないこととなったこともしくは養子縁組等が成立しなかったこと。

R7. 10 ; 20日
R7. 11 ; 20日
R7. 12 ; 23日
R8. 1 ; 22日
R8. 2 ; 20日
R8. 3 ; 22日
R8. 4 ; 3日
計 : 130日

上記のとおり請求(変更請求)します。

熊本県市町村職員共済組合理事長 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

請求者 住所 〇〇市〇〇1-2-3
(組合員) 氏名 共済 花子

上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

所属所長 職名 〇〇市長
氏名 〇〇 〇〇

共済組合使用欄(以下には記入しないでください。)

決定伺	課長	課長補佐	係長	係員
下記のとおり決定してよろしいか。				
決定額	円			



【 育児休業手当金計算書 】

記号	番号	組合員

1 標準報酬の日額

$$\begin{aligned} & \text{標準報酬月額} \times 1/22 \\ & 280,000 \text{ 円} \times 1/22 = \underline{\underline{12,730 \text{ 円}}} \text{ (A)} \\ & \text{(10円未満四捨五入)} \end{aligned}$$

2 育児休業手当金(日額)【180日に達するまで(67%)】

- 標準報酬日額 (A) × 手当金率 (67/100)
$$\underline{12,730 \text{ 円}} \times 67/100 = \underline{8,529 \text{ 円}} \text{ (B)}$$

(円未満切捨て)

- 雇用保険法第17条第4項第2項ハに定める額(*) × 30 × 67/100 × 1/22
$$\underline{15,690 \text{ 円}} \times 30 \times 67/100 \times 1/22 = \underline{14,334 \text{ 円}} \text{ (B')}$$

(円未満切捨て)

(*)当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額。

3 育児休業手当金(日額)【181日以降(50%)】

- 標準報酬日額 (A) × 手当金率 (50/100)
$$\underline{12,730 \text{ 円}} \times 50/100 = \underline{6,365 \text{ 円}} \text{ (C)}$$

(円未満切捨て)

- 雇用保険法第17条第4項第2項ハに定める額(*) × 30 × 50/100 × 1/22
$$\underline{15,690 \text{ 円}} \times 30 \times 50/100 \times 1/22 = \underline{10,697 \text{ 円}} \text{ (C')}$$

(円未満切捨て)

(*)当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額。

4 育児休業手当金支給日数

- 180日に達するまで(67%)の日数(※) () まで 日 (D)
- 181日以降(50%)の日数 (令和7年5月29日) から 130 日 (E)

【注】支給日数は、土日を除いた日数です。

なお、祝日及び12月29日から1月3日までの日(土日を除く。)は、支給日数に含まれます。

延長(変更)
後の日数の

5 育児休業手当金総額 (F) + (G) = 827,450 円

- 180日に達するまで(67%)
給付日額 (B) × 日数 (D) = 0 円 (F)
※ (B) ≥ (B') の場合は、(B') × (D)

- 181日以降(50%)
給付日額 (C) × 日数 (E) = 827,450 円 (G)
※ (C) ≥ (C') の場合は、(C') × (E)

(※) 子が1歳に達するまでに、通算して180日以上育児休業を取得し、かつ育児休業手当金を受給していた場合は、記入不要。

子が1歳に達するまでに取得していた育児休業が通算180日に達しない場合は、180日からすでに取得した育児休業の日数を控除した日数を記入。

報酬支給額証明書

年 月の育児休業期間中の給与報酬等について、下記のとおり証明します。

年 月 日

所属機関の長 職名
又は
給与事務担当者 氏名



組合員証	記号		組合員	フリガナ		標準報酬月額
	番号			氏名		

期間	年 月 日から 年 月 日まで	給与支給合計額 (給与報酬①+②)
上記育児休業期間うち育児休業手当金支給対象日数	A 日	円
給与支給割合	割	
給与報酬①		
種別	本来の支給額	支給実績
給料月額		円
		円
合計	B	円
給与報酬②		
種別	本来の支給額	支給実績
諸手当	扶養手当	円
	住居手当	円
	通勤手当	円
	時間外手当	円
合計	C	円

支給額算定調査

報酬日額	報酬①	D (B ÷ A)	円
	報酬②	E (C ÷ 22)	円
	合計	F (D + E)	円

(注) F欄の金額に1円未満の端数が生じる場合には、端数を切り捨てた金額を記入してください。

(1) 育児休業手当金の日額の算定

雇用保険法第17条第4項第2号ハ(第18条第1項及び第2項)に定める額	180日以前 支給割合	雇用保険 給付上限相当額
()円 × 30 × 67/100 × 1/22 =	()円 (円未満切り捨て) …… ア	
雇用保険法第17条第4項第2号ハ(第18条第1項及び第2項)に定める額	180日を超える 支給割合	雇用保険 給付上限相当額
()円 × 30 × 50/100 × 1/22 =	()円 (円未満切り捨て) …… ア'	
標準報酬月額	標準報酬日額	
()円 × 1 / 22 =	()円 (10円未満四捨五入)	
標準報酬日額	180日以前 給付日額	
()円 × 67/100 =	()円 (円未満切り捨て) …… イ	
標準報酬月額	標準報酬日額	
()円 × 1 / 22 =	()円 (10円未満四捨五入)	
標準報酬日額	180日超 給付日額	
()円 × 50/100 =	()円 (円未満切り捨て) …… イ'	

(2) 報酬の日額(報酬①+②)

(F) 円 ウ →

(3) 支給対象日数

ア又はア'又はイ又はイ' > ウとなる日()日 エ

(4) 控除額

ウ × エ = 円 オ

(5) 支給額の決定

(180日以前) 給付日額 ()円 × ()日 - 控除額 ()円 = 給付決定額 ()円

(180日超) 給付日額 ()円 × ()日 - 控除額 ()円 = 給付決定額 ()円